

## 印西地区環境整備事業組合

「次期中間処理施設整備基本計画追加策定（案）」及び  
「地域振興策基本計画（案）」に関する全体説明会

### 会議録（概要版）

開催年月日	平成30年3月11日（日）		
開催時間	14:00～16:15		
開催場所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室		
出席者	<b>住民</b>		
	32名（印西市26名・白井市5名・記名拒否1名）		
	<b>印西地区環境整備事業組合</b>		
	印西クリーンセンター	事務局長	小手 正治
	印西クリーンセンター	工場長	今井 聡
	印西クリーンセンター 次期施設推進班	副主幹	浅倉 郁
	印西クリーンセンター 次期施設推進班	主査補	大野 喜弘
	印西クリーンセンター 次期施設推進班	主査補	川砂 智行
	印西クリーンセンター 次期施設推進班	主査補	泉田 隆之
	<b>関係市町</b>		
印西市環境経済部クリーン推進課	課長	伊藤 章	
白井市環境建設部環境課きれいなまちづくり班	主査	金森 隆	
栄町環境課保全・資源班	班長	浅野 善明	

次 第	資 料
1 開 会	—
2 挨拶 印西地区環境整備事業組合 小手事務局長	—
3 これまでの経緯について	—
4 次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画追加策定（案）について	概要版
5 次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画（案）について	概要版
6 質疑応答	—
7 閉 会	—

## 次第1 開会

### **浅倉郁（組合：副主幹）**

只今から、次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画追加策定及び地域振興策基本計画策定に係る全体説明会を開会します。

さて、説明会に先立ち、あらかじめご了解をいただきたいことがあります。

本日の説明会は録音を行い、後日、要約版の会議録を作成し、本会の様子の写真と併せて組合ホームページに掲載します。

なお、個人情報の取り扱いについては、関係条例等の規定に基づき、十分に留意します。

配付した資料の確認を行います。

まず次第、次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画追加策定（案）の概要版、それと地域振興策基本計画（案）の概要版、この計3部です。

本日は時間の関係もあることから、両案ともに概要版をお手元に配布しておりますが、それぞれに全編版が存在することから、概要版と全編版ではページ数等に違いがあります。

現在、それぞれの案に対する意見の募集（パブリックコメント）を3月1日から14日までの間で行っていますが、意見を提出する方は、この会場の後方にも一式を用意していますので、ご活用ください。

なお、募集期限は14日水曜日の午後5時15分までです。

いただいた意見及び組合の回答は、後日、組合ホームページに掲載します。

最後に、本日の説明会の時間については、おおむね2時間を予定しています。

## 次第2 挨拶

### **小手正治（組合：事務局長）**

～挨拶～

～出席職員紹介～

～東日本大震災に係る黙とうの実施について案内～

## 次第3 これまでの経緯について

### **今井聡（組合：工場長）**

これまでの事業経緯について、概略説明します。

地域振興策基本計画概要版の5ページから7ページをご覧ください。

昭和61年度に稼働を開始した当印西クリーンセンターの施設老朽化に伴い、更新計画については平成20年度、現在地の建替えに「現在地ありきでなく他の場所も検討すべき」との意見が寄せられたことから、翌21年度に用地検討委員会を設置し、総合的な比較検討のうえ評価点上位3か所が挙げられました。

平成23年度に、現在地近傍の現在物流企業「プロロジスパーク」が立地するニュータウン9住区がより望ましいとの判断により、建設予定地として決定され、11回に及ぶ住民説明会等を実施しましたが、合意までには至りませんでした。

翌24年度には、印西市長選挙により新たに市長になりました板倉市長が組合管理者に就任されるとともに、9住区での更新計画の白紙撤回が印西市長より申し入れされました。

これを受けまして、同年「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」を設置し、公平性の確保と情報公開の徹底、更には住民参加型を軸として、公募による住民委員を含め、平成25年度から1年半に亘り、事業用地を広く公募し、応募のあった事業用地について、多面的かつ総合的に比較評価審査を実施しました。

この用地検討委員会の審査結果の答申を受け、組合正副管理者間において現地踏査を含む建設候補地選定会議を重ね、平成26年12月に印西市吉田地区を建設候補地として選定しました。

事業用地の応募は土地所有者の了承があればすることはできましたが、地元町内会で反対意見等がある場合、事業が進められなくなるなどの心配が予想されました。

しかしながら、吉田区については「吉田区が希望・提案する地域振興策を真摯に受け止め、協議の上両者の妥当な合意を見だし、これを担保すること」を条件にクリーンセンターの受け入れに同意をいただいております。平成27年3月に「次期中間処理施設整備事業の施行に関する基本協定」を締結しました。

平成27年度は、吉田地区を建設候補地として整備を進める清掃工場本体の施設整備基本計画と地域活性化に寄与する地域振興策について、印西地区の住民委員を含む検討委員会をそれぞれ設置し、検討協議を重ねました。

平成28年度は、次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画と同地域振興策基本構想を策定し、同区内の検討機関である「吉田クリーンセンター検討委員会」と両計画を基に更なる具体的な検討協議を進め、平成28年3月に、これまでの建設候補地から建設予定地にすること、地域振興策費用上限など事業推進に関する約束事を定め、「次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定」を締結しました。

そして、今年度は、整備協定の締結により、各種業務への着手が出来るようになったことから、用地取得に向けた事務作業を中心に事業用地の地質調査、測量業務、また、施設整備基本計画及び地域振興策基本計画の吉田区との協議を踏まえ、このたび、「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画追加策定（案）」、それから「地域振興策基本計画（案）」として、整理をしたところです。

経緯については、以上の状況です。説明を終わります。

#### 次第4 次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画追加策定（案）について

##### **大野喜弘（組合：主査補）**

それでは、次期中間処理施設整備基本計画追加策定（案）について説明します。

計画の概要版、1ページをご覧ください。

「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画追加策定（案）の概要」を掲載しています。

現在稼働している印西クリーンセンターは、昭和61年度から稼働を開始し、ごみ質の変化や施設の老朽化等によって処理能力が低下しており、基幹的改良工事を実施している状況です。

このような状況を踏まえ、今後、ごみの適正処理を維持するため、印西市吉田地区を建設予定地として次期中間処理施設整備事業を推進しているところです。

本業務は、先ほど工場長から説明のありましたとおり、平成27年度の施設整備基本計画検討委員会の答申により、平成28年度に策定しました次期中間処理施設整備基本計画の追加検討を行い、千葉県条例に基づく環境影響評価における基礎条件の設定を目的としたものです。

建設予定地は、地図に記載のとおり印西市吉田546番ほか。

次のページの施設規模については、平成26年3月策定のごみ処理基本計画を踏襲して、1日当たりの焼却処理能力が156t、資源化施設（リサイクルセンター）については15t、稼働開始目標年次を平成40年度とするものです。

検討項目のうち、主な項目について説明します。

2ページをご覧ください。

1、焼却施設及び各設備です。

1-1、施設規模の妥当性として、施設規模の検証をしています。

施設規模については、さきのごみ処理基本計画による計画ごみ処理量に減量目標値を加味した処理能力である156tとしていますが、平成30年度に策定を予定しているごみ処理基本計画においての計画ごみ量等の決定を基に、施設規模を決定するとして整理しています。

3ページをご覧ください。

焼却炉2炉体制の妥当性として、3炉体制との比較検証をしています。

3炉体制では稼働性の自由度は高くなりますが、炉が多い分、故障頻度や建設費、点検整備費が高くなります。

2炉体制でも3炉体制と同程度のごみピット容量で施設点検時の対応が可能となることから、2炉体制の方が建設費、点検整備費などが抑えられます。

また、既存施設の整備状況調査においても施設規模100t以上から200t未満では2炉体制が圧倒的に多く、有利なことが伺えるとして整理しています。

1-2、基幹改良工事時の対応です。

新クリーンセンターにおいても将来迎える基幹改良工事の際には、長期にわたり1炉停止状態となるため、事前にごみピット容量をオーバーするごみ量等がある場合は試算を行い、必要に応じて外部委託等の予算措置を講じる必要があるとして整理しています。

4ページをご覧ください。

1-3、エコカーの導入促進です。

こちらについては環境負荷の低い収集車の導入状況を調査して、本組合においても導入促進に努めるとして整理しています。

1-4、計量室の無人化です。

計量室の無人システムを紹介しています。

今後、導入検討に努めるとして整理しています。

1-5、ピット内臭気の対策です。

ごみピット内の臭いの付いた空気は、焼却炉でごみと一緒に燃やしたり、ピット内に消臭剤を噴霧したりといったことのほか、本編で紹介している臭気対策の事例をもとに臭気対策に努めるとして整理しています。

1-6、煙突の高さです。

煙突の高さについては、さきの基本計画で59mを基本としていますが、60m以上との比較検証を行い、59mでも煙突から拡散した排ガスが地上に着地する時の最大着地濃度が、健康に影響がないとされる「環境基準」や、さらにはバックグラウンドよりも下回ることを確認し、煙突高59mの妥当性を検証しています。

5ページをご覧ください。

2-1、エネルギーバランスです。

エネルギー回収率については、交付金の交付要件である17.5%を満たした上で、場内利用の発電、給湯、また場外では地域振興策の温浴施設等での熱利用を想定し、残りを発電することとしています。ただし、売電可能額については、送受電に関する制約等を考慮する必要がありますので、実際の送受電に関しては、今後、電力会社との協議が必要となってくるところです。

蒸気の再利用については、温度の高い蒸気については発電や熱として直接利用することが有効的であり、多くの実績がありますが、温度の下がった復水排熱や排ガスの有効利用についても触れています。

次の6ページに参考図を示しています。

復水排熱の利用については国内での導入実績があり、排ガスからの排熱利用については研究段階にあります。

十分な熱利用先が確保される場合は、復水排熱と排ガスからの排熱の有効利用について検討する余地があるとして整理しています。

2-2、農業残渣焼却の課題です。

稲わら、もみ殻、果樹等の剪定枝等の農業残渣は、発電の増加に寄与する焼却物として有効ですが、事業系一般廃棄物となる農業残渣の搬入は、農家にとっては負担が大きいところ です。

また、季節変動による安定焼却等に課題があるとして整理していますが、今後関係市町と協議・調整していくところです。

3、リサイクルセンター及び各設備です。

3-1、処理機器の選定方法について整理しています。

機器の構造については、メーカーによって異なるものとなり、その組み合わせについてもメーカーのノウハウが反映されることから、技術動向を踏まえたメーカー提案を技術審査において選定していくことが妥当としています。

7ページをご覧ください。

4、安全対策です。

4-1、ごみ処理施設における事故状況を整理しています。

8ページをご覧ください。

4-2、労働環境への配慮として、職員控室や休憩室等の厚生関係諸室の設置について整理しています。

5、公害対策です。

5-1として、公害防止基準について整理しています。

平成28年度の施設整備基本計画策定後の関係法令の改定状況を確認した結果、水銀の大気排出規制についての基準値が新たに設けられたところです。

今後、建設を予定している県内の施設においては、この基準値を自主規制値に採用している状況ですが、当施設の自主規制値の設定については、有識者の意見を聞きながら決定していきます。

なお、騒音、振動、悪臭また水質については、法令改正はありませんでした。

5-2、放射能濃度です。

印西クリーンセンターでは排ガス中の放射能測定を実施しており、結果が検出下限値以下

であるため調査義務を免除される状況ですが、定期的に測定を実施して住民への情報提供に努めているところです。

新たに建設されるクリーンセンターにおいても、現行の規定では調査義務があります。

放射性汚染物質に係る法令は今後改正される可能性もありますが、基本的に稼働開始時の法令に従うものとして整理しています。

9 ページの 5 - 3、電波障害です。

障害防止区域と対策について整理しています。

建設予定地は、電波法による障害防止区域外ですが、設計時に改めて確認することとしています。

また、テレビ電波については、建物による影響を受けて受信障害が発生することがあるため、印西市開発事業指導要綱により、建物の大きさが 15 m 以上になる場合は、テレビ受信障害について事前に調査し、対策を講じる必要があるとされています。

なお、調査については、環境影響評価実施時に併せて行うこととしています。

6、災害対策です。

6 - 1、緊急時の対応について整理しています。

環境省の「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」には事故対応マニュアルに定めるべき項目が示されており、次期中間処理施設（新クリーンセンター）においても予想される事故について適切な対処方法をあらかじめ検討し、対応マニュアル及び緊急連絡体制を確立し、事故発生に備えておくことが重要であるとしています。

10 ページをご覧ください。

6 - 2、激甚災害時の対応として、井戸水の利用について整理しています。

プラント用水及び生活用水には上水道を利用することにしてはありますが、激甚災害時には水道管網の破損も想定されることから、バックアップとして井戸水を利用する可能性について整理しています。

11 ページをご覧ください。

7、全体配置計画及びその他の施設です。

7 - 1、造成計画及びその課題ですが、造成計画として、5 m 切下げ時の配置計画及びその残土処分について検証しています。

建設用地は吉田区の要望及び景観保全の観点から、5 m 切下げをした上で配置計画をしたところです。

なお、基本配置については、ごみ処理基本計画の改訂による施設規模の増加及び近年の排ガス処理設備の高性能化による大型化を考慮して、200 t 規模の処理施設であっても設置が可能かどうかについても検証しています。

また、建設用地全体を 5 m 切下げたことにより発生する残土処分の方法について、地域振

興策用地で敷きならすことなど地域振興策での活用と一体となった検討を進めるとして整理しています。

12ページをご覧ください。

7-2、用地拡張の検討です。

用地の拡張については、平成28年度施設整備基本計画において、建替え時の重機足場、施工ヤード、駐車場等の確保、または工事車両とごみ搬入車両との錯綜等について課題があるとされているところです。

本検討は、将来の建替えの際に用地拡張を必要とする場合、建設用地の北東側及び南側の用地について比較検討を行い、北東側への拡張を優位としているところですが、現時点では地域振興策の展開が想定される用地となることから、地域振興策との調整を図りながら検討していきます。

また、施設の高層化、駐車場及び調整池の地下化等、用地拡張をしない対応策についても併せて整理していきます。

7-3、管理棟です。

管理棟を別棟化及び合棟化した場合の得失について、メーカーヒアリングを実施しているところです。

この結果を踏まえ、今後、DBO方式を前提に組合の業務範囲を決定した上で、メーカー提案を依頼し、最適案を選定することに努めるとして整理しています。

7-4、リサイクルプラザについて、設置場所、プラザ機能について整理しています。

リサイクルプラザは次期中間処理施設への併設を基本とするところですが、環境学習、情報交換等、地域や市民団体の活動支援のためのコミュニティ形成の機能を備える必要があるため、地域振興策による施設に併設する可能性についても検討します。

具体的な機能については、今後、地域振興策との連携を図るものとします。

13ページをご覧ください。

7-5、施設デザインです。

次期中間処理施設については、建設予定地周辺が田畑や森林などが広がっており、平成28年4月に策定した地域振興策基本構想で「地域まるごとフィールドミュージアム構想」として位置付けてられており、地域内外の人々が集う多機能な複合施設の設置や、里地里山の保全と活用が検討されているところです。

こうした背景から、施設デザインとして、周囲の景観との調和のほか、施設見学等のバリアフリー化についても整理・検討しています。

7-6、雨水利用です。

雨水については、ごみ処理施設で広く利用され、トイレ洗浄水、プラットホームの床洗浄、

洗車場、樹木への散水、プラント機器冷却水等の事例があります。

次期中間処理施設についても積極的な利用に努めるとして整理しています。

7-7、敷地の緑化です。

印西市開発指導要綱により事業区域面積の5%以上の緑地を確保することとし、印西市「緑の基本計画」により敷地面積20%以上の緑化に努めることとされているため、基準を満たした上でできる限り敷地の緑化に努めること、また、地域振興策基本構想の「地域まるごとフィールドミュージアム構想」で保全と活用が検討されている里地里山との景観調和に努めることとして整理しています。

14ページをご覧ください。

8、地域振興策施設との連携です。

8-1、廃棄物処理施設の省エネルギー化です。

平成25年5月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画は、地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取組にも配慮した廃棄物処理施設の整備の方針が定められているところです。

廃棄物処理施設における省エネルギー対策は、設備導入を必要とするハード面のほか、ソフト面の対策がありまして、次期中間処理施設においてもこれらを考慮します。

また、併せて、地域振興策として温浴施設等の検討が進められていることから、今後、地域振興策との連携を図る創エネルギーの検討について整理しています。

8-2、地域振興に資する機能活用です。

こちら、次期中間処理施設の設備を活用した機能ですが、煙突、壁面等の活用について、課題と可能性について整理しています。

煙突等の機能活用につきましては、課題の解決策を検討し、実現に向けて調整を図っていきます。

15ページをご覧ください。

9、アクセス道路です。

アクセス道路については、平成28年度施設整備基本計画において、ルート1の優位性が確認されました。

本検討については、優位性が確認されたルート1のほか、地域振興策との共用を考慮してルート4も加えた2ルートに対して「道路概略設計」を実施し、吉田区の意見を伺ったところ、アクセス道路を次期中間処理施設と地域振興策で共用するということに対して懸念が示されたことから、次期中間処理施設の専用としたルート1を最適案としました。

また、その中でも複数のルートを選定し、こちらの記載にある案2を最適ルートとして選定しました。

16ページをご覧ください。

10、地区外水路です。

地区外水路については、建設用地から流末までの排水ルートと調整池の規模を検討しました。

排水ルートについては、印西市が策定している排水計画を基に、建設用地下流部から流末までの整備手法について比較検討を行い、建設用地の排水面積と許容単位面積排水量により総排水量と調整池の規模を算定しました。

今後は本算定を基に、水路管理者（印西市）及び流末管理者（印旛沼土地改良区）と協議します。

18ページをご覧ください。

12、施工中の対応です。

12-1、環境への配慮として、施工中における配慮項目と対策について整理しています。

施工中は法令等に従い、環境に影響が無いよう、環境保全措置及び調査に努めるとしています。

12-2、住民への情報提供については、施工中に観測装置を設置し、工事進捗状況を広報紙等によって情報提供することとしています。

さらに、吉田区と本組合により昨年度3月に締結した整備協定において、周辺地域の大气、水質、土壌等の環境を的確に把握するための定点観測の実施することとしたことを踏まえ、観測項目、観測頻度、観測場所等については、環境影響評価における調査地点や、大气汚染物質の最大着地濃度出現地点などを考慮しながら吉田区と協議した上で決定をするということを併せて記載しています。

～東日本大震災で、犠牲になられた方々に対する黙とう（1分間）～

19ページをご覧ください。

12-4、伐採・抜根樹木の処理について整理しています。

こちらの樹木については、処分する場合は産業廃棄物としての適正な処理が必要となるが、工事現場で自然に還元することや、建築資材として自ら利用することも視野に入れ、有効利用を基本として検討を行い、環境保全に努めるとして整理しています。

13、環境影響評価です。

13-1、環境影響評価における対象項目として、千葉県環境影響評価条例に基づく調査の項目、時期、回数等を整理しています。

県条例では、処理能力が1日あたり100t以上の焼却施設については環境影響評価の実

施が定められているため、同条例に基づき実施します。

13-2、猛禽類について、建設用地周辺で猛禽類の飛翔が確認されているため、猛禽類の調査の必要性についても十分考慮し、調査時点での営巣が確認された場合は、騒音や営巣地付近での工事時期の配慮、保全等が必要となると整理しています。

具体的な措置等につきましては、県担当課との確認・調整を図りまして、手続きを行ってまいります。

20ページをご覧ください。

13-3、環境影響評価における諸条件が変更となった場合の手続きについて整理しています。

環境影響評価手続については、調査等の概要書作成から評価書の公告・縦覧まで、トータル4年ほどを要する業務となり、施設規模の増加、事業区域の位置について一定以上の変更が生じる場合は再手続きを要することとなるため、県担当課との確認・調整を図りながら手続を行います。

21ページをご覧ください。

次期中間処理施設整備事業スケジュールです。

こちらについては、当初の計画どおり、平成40年度を稼働目標として、当該スケジュールを基に進めます。

説明は以上です。

## 次第5 次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画（案）について

**川砂智行（組合：主査補）**

それでは説明します。

概要版の1ページをご覧ください。

この地域振興策基本計画の計画概要については、吉田区へ移転する次期施設の周辺対策事業を、現在の温水センターの整備費実績と同等の額、また、運営費についても同等の額にて整備計画を進めるものです。

なお、事業スキームについては、基本的に温水センターと同様、公設民営として、今後、地元町内会である吉田区が設立する法人、「榊よしだ」が指定管理者として運営する予定です。

4ページの航空写真をご覧ください。

位置関係ですが、吉田区は印西市の南部、八千代市に隣接する地区です。

白い点線が地元町内会の吉田区のエリア、オレンジ色が地域振興策の展開エリア、赤色が次期施設の建設予定地です。

8ページの整備協定をご覧ください。

これは、パブリックコメントと全体説明会を経て去年の3月に吉田区と締結したものです。ポイントは3点ございます。

1点目は、9ページの第6条、次のクリーンセンターの建替えも同じ場所で行うことです。これは、永遠とも言える、ごみ焼却に係る事業展開を了承したということです。

2点目は、10ページの第10条、地域振興策は、吉田区における地域活性化だけにとどまらず、周辺地域への公共公益的な波及効果も踏まえることです。

これは、排熱エネルギーなどの恩恵を吉田という局地に留めず、広く拡大させることを了承したということです。

3点目は、第11条、地域振興策の整備予算上限額です。

これは、温水センターを整備した時と同等の額、33億8,100万円で合意しました。

14ページの地域振興策基本構想の策定をご覧ください。

これは、平成27年度に設置した住民参加型の検討委員会において、記載している様々な調査と考察のうえ、17ページ、18ページに記載している地域振興策のアイデアリストなどを纏めました。

19ページの地域低炭素化モデル事業の採択をご覧ください。

本年度の5月に地域振興策基本構想のこの取組が、環境省のモデル事業に採択されました。

20ページの商圈人口をご覧ください。

事業用地はのどかな農村地区ですが、周辺をぐるりと大規模住宅群に囲まれていることから、5キロ圏内の居住者は約16万人、10キロ圏内の自治体人口は約56万人という一大商圈となります。

21ページの地域振興策総合パッケージの検討における前提をご覧ください。

地域振興策総合パッケージを設定した際の前提条件を纏めています。

21ページから24ページにかけての全てが重要なポイントとなりますが、その中でも特に21ページの①「吉田区の同意条件を満たすこと」が最も重要であると考えます。

25ページの地域振興策総合パッケージをご覧ください。

表の一番上に記載した「地域まるごとフィールドミュージアム構想」を旗印として、大別すると「吉田区のインフラ整備等」、「多機能な複合施設」を掲げています。

個別の取組については、次のページ以降に丸数字で列記していますが、主なものに絞って説明します。

30ページの②、スパをご覧ください。

スパ（温浴施設）は不変的な魅力を持っていると考えられることから、全体の核となる取組であると考えていますが、特に集客力と差別化を念頭に置き、温泉を掘削することのほか、風呂につきましては露天を主体として、水着を着用する混浴露天風呂も整備します。

また、併設するリラクゼーションルームにおいては、この後説明する飲食店舗からのデリバリーサービスなども視野に入れていきます。

31ページの③、キッズルームをご覧ください。

子どもの遊戯場というような感じになりますが、ここに託児機能を持たせることで、小さなお子様を持つ方々の余暇やこの場での就労に積極的に配慮する考えを持っています。

33ページの⑨、農作物等直売所をご覧ください。

ここでは、地域の産物だけではなく日用品なども販売し、小さなスーパーマーケットのように展開することで、吉田区内の特に高齢の方、交通弱者への配慮のほか、来訪者のワンストップショッピングを考慮しました。

また、地域の産物の購入が里地里山を守ることに繋がることとか、フェアトレード商品の購入が途上国の自立に繋がることなど、価格と品質だけではない、新たな購入動機を喚起させたいと考えています。

また、ここでは排熱エネルギーを活用する農作物等の高品質な保存や保管が可能となります。

34ページの⑫、ソフトクリーム・ジェラート店舗をご覧ください。

このようなものは集客施設においては不変的なニーズがある商品だと思いますが、この後説明する南国フルーツ農園で収穫する完熟素材を用いることで強力な商品力を持つことを想定しており、地域の特産品化を目指す考えです。

36ページのiii 食事店舗、iv カフェ&ベーカリー、v テイクアウト店舗、こちらをご覧ください。

これらは、資金は乏しいものの、実力と熱意を持つ若者を主な対象とする独立支援、チャレンジショップです。

35ページの上の方に取組の概要を記載しています。

主なポイントは3点あります。

1点目は、公募などによる選考者は、(株)よしだの役員に就任することです。これにより、最適なリスク分担が可能になると考えています。

2点目は、一定期間で店舗を入れ替えることです。これにより、来訪者に飽きられない新

陳代謝が得られることのほか、本当の意味での独立となります。

3点目は、選考については関係者が行うということではなく、著名な料理評論家等に依頼することを考えています。これにより、大きな話題性と宣伝効果が得られます。要は、味以外の来店のも動機も考慮するということです。

38ページの②、大規模な花畑をご覧ください。

こちらは、吉田の周辺環境と大きな親和性を持つ不変的な魅力を持つことから、大きな宣伝効果が得られるものと考えています。

41ページの①、ファミリールームをご覧ください。

これは、多目的な利用が可能なトイレ、テラス付の時間貸し個室で、約50㎡のドームハウスを20棟、園内の各所に分散配置する考えです。

具体的な使い方としては、記載しているとおり、休憩、昼寝、飲食、パーティー、ガーデンバーベキュー、創作活動、会合、読書など、1人でも複数人でも利用できるものと考えています。

また、こちらも飲食系店舗からのデリバリーサービスを視野に入れています。

42ページと43ページの農園をご覧ください。

現時点では、もぎとり農園、いちご農園、南国フルーツ農園を想定していますが、共通点は、排熱エネルギーを有効活用する差別化農業です。

これらもチャレンジショップと同様に社内ベンチャー又は公募する考えです。

44ページの①、野菜工場等をご覧ください。

これはチャレンジショップのように人物を募るということではなく、事業者を誘致する取組です。

吉田区は市街化調整区域であり、一般的な民設の施設は様々な開発制限があることから、農業系の事業を現時点における前提としております。

主なポイントとしては、民間企業にリスクをヘッジしながら地域振興策の事業規模を拡大できることです。

また、多くの排熱エネルギーを活用出来ることのほか、先ほど説明したとおり環境省のモデル事業に採択されていることから、民間が整備する施設に対しても補助金が交付されます。

そうしたことから、公募する条件を厳しく（地域振興策側に有利に）設定しても、応募が期待できると考えております。

なお、野菜工場を経営しているいくつかの企業が、既にこの取組に興味を持っていることを確認しています。

②、本格アスレチックをご覧ください。

これもチャレンジショップのように人物を募るのではなく、事業者を誘致する取組ですが、

これは(株)よしだにおける自主事業であり、組合は関与しません。

つまり、事業用地のエリア外で(株)よしだが展開する事業の案ということです。

事業用地の隣接地には高低差のある一団の森林が広がっているので、一般的なアスレチックとは異なる、本格的なスリルや爽快感などが味わえるものが展開できるものと考えています。また、このような本格アスレチックは、近年、普及が進んでいます。

また、この本格アスレチックに限らず、地域振興策のそれぞれの取組については、スパ利用の動機となることを念頭に置いています。

具体的には汗をかくこと、疲れること、汚れること、こうしたものに大きく合致するコンテンツとなるように意識しています。

45ページの地域振興策展開エリアをご覧ください。

新クリーンセンターの建設予定地に広がる約15haの平坦地での展開を想定していますが、これは買収地を示すものではなく、現時点で想定している最大での展開エリアのイメージです。

吉田区の皆さんと対話を進め、来年度中にこのエリアの最終決定を出来ればと考えています。

なお、先ほど説明した排熱利用事業の誘致において、事業者が用地を買収するといった場合には、組合の行う用地買収の面積は大きく減少することになります。

46ページの配置計画平面図と47ページの施設平面図を併せてご覧ください。

この配置計画等については、利用者の方々の回遊や視界的な解放感、機能の連続性などのほか、将来的な清掃工場用地の拡張の可能性を踏まえて設定しましたが、これはあくまで一案に過ぎません。

例えば、この図で西側の方に設定している排熱利用事業誘致の用地ですが、これは中央広場との連続性に優れています。

また、清掃工場から遠く、熱を供給する配管の延長距離が長くなってしまうため、ここではなく、メイン施設の北側、清掃工場の右側のあたりに変更した方が良いのではないかと考えています。

また、中央広場をコの字に囲むようにレイアウトしたメイン施設ですが、この形だと回遊性に優れていることに反して管理動線が非常に長くなってしまい、従業員の方々の行き来が非常に大変になり、コストにも影響が出ることが考えられます。

ですので、このようなコの字型の回廊で結ぶ形ではなく、集約して一体的に配置するような形に変更することなども含め、今後も様々な検討を進めていきたいと考えています。

48ページ、49ページの面積表をご覧ください。

こちらもおくまで一案に過ぎません。整備予算の上限額、33億8,100万円の範囲内において、今後も様々なパターンの検討を進めたいと考えております。

50ページの運営手法・事業スキームをご覧ください。

主な展開項目毎のスキームの種別と関係者の役割分担を一覧にしています。

ポイントは、真ん中に記載しているメイン施設を、温水センターと同じ公設民営としたことです。

なお、運営については、冒頭で説明したとおり地元町内会が設立する(株)よしだを指定管理者として選定する予定です。

51ページの概略プロジェクトスキームをご覧ください。

これは、これまで説明した内容を図化したものです。

52ページの概略マネースキームをご覧ください。

これはお金の流れを図化したものですが、ポイントは図の下の方に記載している売電です。

平成25年度に策定したごみ処理基本計画における基本方針において、「高効率な発電や地域特性に応じた熱供給などによる地域還元に取り組みます」と規定していますが、この度、吉田区の皆さんの深い理解と発案をいただき、印西地区全体への還元を積極的に進める運びとなりました。

具体的には、売電額の50%を施設の修繕費など、維持管理経費に充てることです。

そもそも公設民営の事業スキームにおいては、こうした経費を公共側で負担することが一般的ですが、これに売電額の50%を充てられるということは、印西地区住民にとって大きなメリットであると考えています。

2点目は、残りの50%を印西地区住民割引サービスの原資に充てるということです。

この割引サービスは、いろいろな使い方・運用の仕方があると思いますが、分かりやすく例を挙げますと、定価100円の野菜を印西地区住民に限定して2割引の80円で販売し、差額の20円を売電額から補填をするような取組になります。

この場合の関係者それぞれのメリットは、まず、印西地区住民の皆様については、野菜を20%オフで購入できます。

(株)よしだについては、野菜を20%オフで販売したとしても、定価販売と同等の利益率が確保されます。また、販売量の増に伴う利益の増も期待できます。

野菜の出荷者については、販売量の増による利益の増が期待できます。

また、新クリーンセンターの近くに居住していればいるほど、野菜の出荷や利用者の買物がしやすくなることから、新クリーンセンターからの距離に応じて印西地区住民の方々が公平に排熱エネルギーの恩恵を得られると考えております。

ここでのポイントは、印西地区住民の方々が割引サービスの恩恵を受けない限り、(株)よしだも恩恵を受けられないということです。

なお、売電額については、あくまで現時点での試算ですが、年額で約1億円を見込んでいます。

53ページ、54ページの概算総整備費の算出をご覧ください。

これは現時点における算出内訳ですが、先ほど説明した配置計画の変更などに伴い、整備予算上限額の範囲内で内容の組み換えをする場合があります。

55ページ、施設利用者数の想定をご覧ください。

こちらについては、過大とならないよう、全体的に安全サイドで想定しています。

まず(1)の商圈人口の考察ですが、ここでは、利用割合の想定を低く抑えました。

5キロ圏内の利用割合は人口の10%、つまり圏内の90%の方は、年に一度も施設を利用しない前提にしています。

10キロ圏内の利用割合は人口の3%と、同様に圏内の97%の方は、年に一度も施設を利用しない前提にしています。

その設定において計算を表のとおり行い、圏内の合計として年間129,000人を見込みました。

次に(2)の近傍路線交通量からの考察です。

こちらについては、この地域振興策施設と類似した、温浴施設を併設している栃木県の「道の駅はが」という施設の実績を参考にしました。

なお、今回の地域振興策施設が幹線道路に直接面していないことから、道の駅はがにおける立ち寄り率の実績から10分の1に減じました。

道の駅はがの実績は、温浴施設の立ち寄り率が0.24、その他施設が0.56ですが、それぞれを10分の1まで引き下げました。

その算出の結果として、年間248,520人を見込みました。

57ページをご覧ください。

ただ今説明したそれぞれの考察から導き出された利用者数を合計して、年間38万人を想定しました。

なお、温水センターの利用者数は、直近の実績で年間約17万人となります。

58ページの事業収支の試算をご覧ください。

まず、利用者数や売上げの増減に関わらず要する固定費を算出しました。

結果、固定費の総額は1億5千万円強を見込みましたが、固定収入として温水センターと同額の指定管理料を見込み、差し引いた年額8,700万円を損益分岐ラインと設定しました。

59ページのシミュレーション例をご覧ください。

これは、各施設で支払いが発生するものをシミュレーションしているものですが、あくまで一例に過ぎないので実態とは異なるところもあるかもしれませんが、このような形での売上げで8,700万円は達成できるということを理解していただければと思います。

なお、平成28年度における温水センターの売上げの実績は、年額1億円強です。

その内、約6千万円が入場時に払う施設利用料です。

60ページの整備スケジュールをご覧ください。

上半分が新クリーンセンターの整備スケジュールで、下半分が地域振興策の整備スケジュールです。

また、一番下は、地区外の道路整備に係るスケジュールです。

このスケジュールのポイントは、平成40年度の運営開始ですが、それまで約10年間という相当な期間があるので、その間に地域情勢や経済環境、利用者のニーズの変化などが見込まれることから、地域振興策欄の④で項目出ししている基本計画の変更策定を必要に応じて行う必要があるものと考えます。

61ページの排熱エネルギーの利用方針をご覧ください。

こちらの基本的なポイントは、右上の小さな図です。

通年で安定している排熱エネルギーについては、熱として直接利用することを基本に考えています。

また、操炉状況によって増減する不安定な排熱エネルギーについては、非常に使い方が難しいため、発電して売電することを基本に考えています。

なお、エネルギーの直接利用については、夏場などの暖かい時期には農業ハウス等での利用が大きく減少してしまうため、熱が余る方向になります。その間においては、清掃工場の発電機の容量が許す限り発電して、さらなる売電を進めたいと考えております。

また、大きな図の一番右に記載している復水排熱（発電した後に圧力と温度が低下した蒸気）ですが、まだ十分に熱を持っていますので、こちらについても有効に活用できればと考えていることと併せ、資料には記載してないですが、煙突から排出される排ガスが持っている熱も有効活用について、国内では事例がないが海外ではその取組も進んでいるようなので、検討を深めていきたいと考えています。

62ページ、63ページの需要施設別の必要熱量等ですが、これは参考までに添付したので、後ほどご覧ください。

64ページ以降については、期待される地域振興策の効果や持続可能性、想定される課題・リスク等をまとめていますが、この後に皆様からいただく質問に対する回答で引用することが多々あるかと思っておりますので、説明は割愛します。

説明は以上ですが、先ほど説明したとおり、運営開始が約10年後という相当先の事業となりますので、今後も吉田区の皆さんと対話を進めながら、住民の皆さま、事業者の皆さまなどから幅広いご意見をいただければと考えています。

## 次第6 質疑応答

### 浅倉郁（組合：副主幹）

それでは、続きまして、次第6、質疑応答です。なお、質疑については、一問一答式でお願いします。それでは、質疑のある方は挙手をお願いします。

### 住民A（印西市住民）

追加策定の19ページ、猛禽類なのですが、状況によっては工事時期を配慮するとかコンセンサスが必要になるとあります。

それから、最後のスケジュールの中に歴史的埋蔵物の調査とか報告書、これが平成30年から31年に行われるとあります。

もしこのようなもので不具合な事故が出てきた場合、40年稼働というのはどうなるのでしょうか。どんどん延びていくということになるのでしょうか。

### 大野喜弘（組合：主査補）

ただいまの猛禽類について説明します。

猛禽類の調査については、希少なものが確認された場合、詳細な調査が必要となりますが、その際もスケジュールに影響が出ないように進めていく予定です。

営巣期などについても、近郊で実施する場合は、その営巣時期を避けて別のスケジュールにより実施するという事も生じますので、その部分も含めて県と確認しながら実施していきます。

### 住民A（印西市住民）

では、猛禽類というのは全く影響ないということですか、工事の時期には。

### 大野喜弘（組合：主査補）

影響がないということはないと思います。

ただ、営巣の時期やその対策について実施する必要がありましたら、調査期間に関しては通常1年の現況調査期間に6カ月加算することとなります。

その後、猛禽類の営巣が確認された場合は、その場所での工事の配慮等の具体的な部分につきましては、県と調整しながら進めていく形をとります。

要は工期に影響なく進められるようなスケジュールを現在つくっているところです。

### 住民B（印西市住民）

次期中間施設整備事業案の3ページ目にある用語の解説、(株)よしだというところですが、こちらの指定管理契約先として予定すると書いてある内容についてですが、指定管理者制度となると通常は印西市においても公募によることが標準とされており、そうでない場合は特別な場合という形で手続が定められていると思いますが、こちらの場合は公募によらないと

ということで、法令の関係や実際の手続について問題が無かったのか、後々万が一こういうことは考えたくないのですが、かなり赤字が出たときのようなシビアな問題が生じたとしても、(株)よしだが守られるような、そのスキームや法整備などを事前に検討しているか伺いたいです。

#### 川砂智行（組合：主査補）

まず、今の段階はまだ基本計画の段階で、まだ具体的な検討まで及んでいないところがありますが、(株)よしだとの契約については随意契約という形で、入札や公募ということは考えておりません。

なぜそういうやり方をするかといいますと、これが、この清掃工場事業を地元町内会と一緒に円滑に進めていくために必要なスキームであろうということがあります。

あとは、学識の先生などとも相談しているところですが、このような地域振興策の取組というものは、外部の方が乗り込んで来ていろいろと仕事をするというやり方もありますが、やはり最後は地域を思う気持ちといったものに頼るところがどうしても出てくるとのことです。なので、できれば地元の人たちが関与する形での組織に受けていただいた方がうまくいきやすいだろうというような背景もあります。

ただし、契約行為については慎重な検討が必要ですので、今後、適正な契約内容になるようにしっかりと理由を固めていきたいと考えております。

それから、(株)よしだの経営に関することについては、我々が関与できるところとできないところが出てくるかと思いますが、やはり地元町内会と二人三脚で進めていく取組になるかと思いますが、地方公共団体として、公共事業としてできる範囲のバックアップやフォロー等は当然すべきだと考えております。

#### 住民C（印西市住民）

追加策定の5ページの上のほうに、煙突からの排ガスの最大着地濃度というのがあります。

1つ質問するともうそれで終わってしまうので、質問しないで進めたいのですが、59メートルの煙突からの着地濃度というのが書いてあります。私の知見では59メートルからの着地濃度の最大になるところの煙突からの距離は、大体2.5キロぐらいであると見ております。これが正しいかどうかは分かりませんが、それで、この土地はちょっとGLから上のほうにあるので、もっと煙突が高いところになるのであろうと思いますが、例えば、最大着地濃度の出現する場所が3キロであるとする、この4ページの地図で3キロの周りを見てみると、八千代市の米本団地や佐倉の団地などが、要は2市1町の構成市町以外の市が結構入っています。

それで、質問です。こういう焼却場の公害で一番大きいのは排ガスが環境に与える影響と考えますが、通常であれば、その周辺の2キロ、3キロ以内の住民に対して説明し、納得してもらう必要があります。ところが、今、説明しているのは印西地区だけとのことですが、八千代市、佐倉市の方にはどうするのですかというのが質問です。そのままずっと続けて、「はい、焼却場が建ちました。おたくらにも煙の害が少しありますが、我慢してください。」

こんな突然そういうことを言うと、かなり問題があるのではないかと思います。当然、事前に両市なり、その該当する町内会、自治会、そういうところの説明が要るのではないかと思います。何か考えていますか。全く考えていないか。

**今井聡（組合：工場長）**

一番直近に当たります八千代市については、行政には既に説明はしています。その中で住民説明の要望はまだ受けていません。そのようなことから、まだ説明を行っていないという状況です。

**住民C（印西市住民）**

八千代市には説明しているけれども、住民説明してくれという要求はないと、そういうことでしょうか。八千代市は住民に、こういうことがあるということをちゃんと説明しているのですかね。ただ聞いているだけというのであれば、住民に伝わらないですね。

**今井聡（組合：工場長）**

現在のところ、組合としてはそこまで確認していません。あくまでも行政側に対しての説明はしています。

**住民C（印西市住民）**

最終的に住民側にそういう情報が行くようにお願いします。後で問題にならないようにしてください。

**住民D（印西市住民）**

先ほど、最初の方がした質問の答えをもらっていないのですが、埋蔵文化財についてです。この辺の東京基督教大学や船尾では縄文土器が随分出ていますので、この焼却場の地域でも土器が発掘される可能性が非常に大きいと思います。もしそうなったら、工程にかなりの影響があるかと思いますが、いかがお考えですか。

**今井聡（組合：工場長）**

現在のところ、そちらの情報は得た上でスケジュール立て等をしていますので、40年度稼働に向けたスケジュールには現在のところ影響はないものと考えています。

**住民D（印西市住民）**

掘ったということですか。

**今井聡（組合：工場長）**

事前調査をしているということではなく、周りの状況を確認していますので、それと同等のものが出た場合には、同等の対策が当然必要になると考えており、その対策等の考え方も

含めてスケジュール立てをしているということです。

#### 川砂智行（組合：主査補）

文化財のことをちょっと補足します。

文化財調査については、文化財保護法に基づき実施するものですが、確認調査で遺跡の埋蔵が確認されたとしても、本格的な発掘調査を行うことで遺跡の記録や出土遺物を残す記録保存を行うことで整備事業が進められることを関係機関に確認済みであり、その本格的な調査をする前提のスケジュールを組んでおります。

#### 住民E（印西市住民）

1点、ちょっと素朴な質問をしたいと思いますが、先ほどの整備事業の地域振興策の基本計画の45ページと46ページですが、46ページの方の配置計画平面図にいろんな計画が書いてありまして、それぞれについては地域の活性化にもなり、いい施設になるのかなと思いますが、その前のページの枠の中にちょっと大きくメガソーラーが書いてありますよね。そのメガソーラーは、たしか数年前にここにできたかと思うのですが、大概是20年ぐらいの計画だと思うのですが、この部分というのは先ほどの説明の中で、全部該当するわけでもないというような話もありましたが、どのようになっているのか、話し合いとかをしているのかどうか、それをお聞きします。

#### 川砂智行（組合：主査補）

地域振興策のほうの資料の45ページの航空写真をご覧ください。

今、指摘のあったものは、このオレンジで囲まれた部分の上のほうにある、Yの字の様に設置されたソーラーパネルですが、これは比較的最近設置されたもので、建設予定地を公募した平成25年度の時点では存在せず、その後に来たものです。こちらについて、土地の謄本で権利関係を確認したところ、契約期間については25年という長い契約になっておりました。

この地域振興策を進めるに当たり、先ほどの配置計画とこのソーラーパネルを見比べると、ちょっと邪魔になってしまいます。ですので、ここをどうするのかについては、まず、今後の契約終了を待たずにこのソーラー事業を公共的に補償した上で買収するとなると、事業費のほうがかかりかかってしまうということがあります。また、このソーラー事業の期間が過ぎるまでは手をつけないで空白という形で待つということも現実的な話としてあり得ると、そういった形で今考えています。結論は、まだ出ていません。

#### 住民F（印西市住民）

整備基本計画追加策定の冊子の21ページですが、今後のスケジュールの中でナンバー4の用地取得本体のという欄がありまして、この表によると平成29年度で完了となっております。これは、既に完了したのですか。あるいはしていないとすれば、見通しはどのようなのでしょうか。

あわせて地域振興策の予定用地の取得は、この表によると30年から4年かけてやるというふうになっています。この4年間の中で悪意のある業者が入り込んできて、予定地の中のどこかの土地を先行取得して、それで計画を邪魔するということが起こり得ないとも限らないと思います。そういう意味では、この地域振興策の予定地域で何人地権者がいるか分かりませんが、本体のところでは20人近くいるという話ですので、もっと多くなるかもしれないとも思うのです。そういう場合、その地元の何らかの人なり機関なりがその地権者たちの意向をまとめ、スムーズに組合が土地を取得できるように統括されているシステムがあるのかどうか。この地域振興策で今後4年間かけて土地取得するという長いスパンの中では、そこのところをきちんと掌握するシステムがないと虫食い状態になって、当初の計画が進まないことにもなるのではないかという心配もあるのですが、その辺はどう考えていますか。

#### **今井聡（組合：工場長）**

まず、本体用地の買収状況ということで話をします。

現在、各地権者の皆様に契約に当たっての必要書類等の説明や買収額の提示が終わっています。その上で本年度中にできるだけ契約を進めたいということで申し入れをしておりますが、吉田地区の地権者の会というものができており、そちらとの日程についての協議がまだ進んでおりません。というのは、各地権者の皆様がまだ必要書類がそろえられていないなどの事情がありまして、今後、そちらが済み次第、契約の日取りを決めていきたいと考えております。

それから、振興策の方の用地買収については、現在まだ事業手法が決まっていないため、その手法によって公共事業へ協力したことによる税の免除をどのような形で協議しているかということがまだ整理されておられません。そのことから、事業認定については千葉県からも許可等が必要となることが想定されますので、今回の用地買収としては、そちらのものも含めて4年後を計画しています。

また、最後にご心配いただいた内容としては、当組合も非常に心配する部分です。他の不動産業者が入り込まれて先行取得されてしまうということは当然あるかと想定していますが、現在の吉田区の中で建設推進委員会というものを設けていただいております。そちらの方々が各地権者さんに当たっていただいた上で、まだ概略ですが話をしていただいている状況です。

担当から、事業認定について細かく説明します。

#### **川砂智行（組合：主査補）**

地域振興策用地の買収期間は長目にとっています。4年間とっているのですが、これは用地買収するに当たり、いわゆる5,000万円控除というものがあって、所得税の計算で5,000万円分が控除されるという、公共事業に協力する見返りの一つというような形になります。

ただ、その5,000万円控除には、自動的に控除が得られる事業と手続をしないと控除

が得られない事業があります。自動的に控除が得られるものの一つが清掃工場整備事業です。これは特別な手続を必要とせず、税務署との事前協議をするだけで適用されます。

ところが、この地域振興策の取組というのは、自動的に5,000万円控除が得られる事業ではない可能性が極めて高いです。まだ正式な交渉はしていないのですが、もし手続が必要となると、今工場長から説明のあった収用事業認定という手続が必要になります。この手続に関しては、資料作成だけでも1年くらいかかりますし、県との手続期間でも少なくとも1年、合わせて最低でも2年ぐらひは必要となってしまいます。そういった可能性も踏まえて、買取期間を長目にとっているという状況です。

それと、外部の不動産会社が来てどうこうという部分に関しては、先ほど説明があったように、地元で地権者の会というものが設立されていて、かつ吉田区の中で、この事業を推進する委員会を持っていますので、地区の皆様には、ここで地域振興策も含めたいろんな事業展開をするということは、広く浸透しております。また、高台の土地ほとんどは吉田区に居住している方の土地です。ですから、もちろんリスクはあるのでこれからちょっと注意していかなくてはいけないと思いますし、近々、吉田区との会議がありますので、今のようなご心配の声があったということはお伝えしたいと思います。組合としても、できる限り事業が円滑に進むような配慮はしたいと思っています。

#### 住民F（印西市住民）

工場長のお話ですが、そうしますと平成29年に土地取得はされたというようにこの表にはありますが、まだされていないということですか。それで、その見通しはどのようなのですか。

#### 今井聡（組合：工場長）

見通しと申しますと、まず契約締結。こちらについては、今年度中に……

#### 住民F（印西市住民）

今年度中というのは3月中。

#### 今井聡（組合：工場長）

3月までにそういう機会を設けていただくよう今要請しているところでございます。

#### 住民F（印西市住民）

心配はないということですね。

#### 今井聡（組合：工場長）

はい。

#### 住民G（印西市住民）

野菜の栽培と販売についてです。先ほどの説明では、野菜を約20%オフで販売したいと

の考えということですが、そうすると、今JAに納めている既存の農家への影響が少なからずあると思います。その辺の考えについて伺います。

#### 川砂智行（組合：主査補）

先ほど説明したのは、売電した金額の50%を印西地区住民割引サービスとして還元する使い方の一例として示しただけで、20%オフで野菜を売るとかそういったことを決めているわけではなく、あくまでこういった使い方ができますよという例として挙げました。

ただ、今、指摘のあったように、当然のことながら既に取り組みされている方への圧迫というものはあるかと思しますので、それについてはもちろん最大限配慮をする必要があるとともに、逆に連携ですとかタイアップすることをどうやったらできるかということ、ちょっと踏み込んでみたいと考えております。

#### 住民H（印西市住民）

もう既に答えられているかも分からないですが、新しい焼却炉をつくることによって、既存の焼却炉はとまりますよね。その時、この地区に送っているエネルギーとか、温水センター等の運用についてはどのようなようになるでしょうか。

#### 今井聡（組合：工場長）

こちらのクリーンセンターが移転した後のクリーンセンター及び温水センターの用地についての質問だと考えます。

現在のところ、1つだけ言えることは、クリーンセンターが移転すると、温水センターは排熱を利用した施設ですので、当然、利用ができなくなるということです。ただ、その後、どのような形でこの用地を活用するかということについては、まだ検討段階に入っていません。というのは、次のクリーンセンターの場所がある程度確定した段階で、こちらの検討に入ろうということ考えています。その検討に当たっては、当然、関係する印西市、白井市、栄町の行政とも打ち合わせをしないといけないと考えています。したがって、現在のところ何にするかということについては、これから検討するというご理解ください。

#### 住民I（印西市住民）

私、日々、駅周辺のビッグホップとかモアのお店が、もう本当に月ごとに変わるような状況を見ておりますので、振興策の59ページのところに、年間8,700万円の利益を得るためのシミュレーション例というのがありますが、その中の各種チャレンジショップでの年収、利益の900万円が、本当に実現できるだろうか。実現できればいいのですが、実現できなかった場合の収支決算上の問題が一体どうなるのだろうかという心配を持っています。

特に公設民営といいましても、実質この組合が大きなかかわり方をしている中で、最後は私たちの税金に響いてきます。しかも印西の場合、財政計画の中に、当面は何とかやっつけられるけれども先々暗いと読み取れるような計画が盛り込まれているのです。

そういう中で、モアあるいはビッグホップのお店がどんどん潰れてしまうのを見ています

と、本当にこの計画がこれでいいのか、計画が甘いのではないかという不安を持っています。

### 川砂智行（組合：主査補）

チャレンジショップの個別の話というよりは全体的な話になるかもしれませんが、まずはそちらのほうを説明します。

この現代社会においては、国際化、IT化、AI化等の社会情勢や消費者ニーズ、価値観等についてもどんどん変化していきます。つまり事業をする上では先を読むということが極めて困難であるという実情があり、これは民間の専門事業者であっても同じことが言えるのではないかと思います。

では、どうしたらいいのかという部分ですが、これは数字的な予測も重要ですが、他にも重視すべきところがあるのではないかと考えております。

まず、施設の柔軟性です。具体的には、今説明したようなニーズの変化に応じた素早いサービスの転用ができる施設、つまり特攻ということではなくて戦略性を持った対応ができる施設とすべきだと思います。そういった意味でこの地域振興策の施設については、基本的にはスパを置きまして、その他の施設は全て、後で別のことに転用できるような工夫をしています。それが1点目です。

あと、重要になるのは核となる施設を持たないといけないということです。今回のケースでは何が核になるのかというと、やはり排熱を利用した、露天風呂を主体としたスパ施設です。これに関しては、国のレジャー白書を見ても明らかに読み取れますが、お風呂というのは日本人にとって普遍的な魅力があるコンテンツであることは間違いのないと思います。過去ずっとそのような統計データが得られていますので、きっとこれからも非常に人気のある施設であろうと思います。

それと、他の類似施設との差別化を図る素地というものも得ておくことが重要だと思います。いろいろな面で差別化は意識していますが、今回、特に重要になると思うのが託児機能です。託児機能というものは非常にコストがかかるので、これを導入できる民間施設というのは本当に限られてしまうのです。その託児機能を持たせることで、例えばこれまで小さなお子様がお風呂にちょっといけないという方も、この吉田のお風呂であれば子供を預けてその間に入れるとか、そのような新たな需要を掘り起こすことも重要かと考えます。

最後に、やっぱり何よりも経済的な基盤が重要になってくるとは思いますが、そういった素地に関しては、今回の地域振興策の取組は圧倒的なアドバンテージがあるかと思っています。それは膨大な排熱エネルギーを活用することができることです。そのことによって地域貢献、社会貢献にもつながってくるということで、非常に大きなアドバンテージがあります。

冒頭申し上げたように、机上における数字的な試算、予測というものも当然重要ですが、今説明した施設の柔軟性、核となる施設を持つこと、差別化を意識すること、経済的基盤を持つこと、この4点をしっかりと確保することが持続可能な経営をにらんだ計画策定において最も重要になると考えており、そのことを達成できるような計画づくりを今進めているところです。

### 住民J（印西市住民）

地域振興策資料の52ページ目をごらんいただきたいのですが、売電額の半額を印西地区住民の割引サービスに原資に充てるということですが、なぜ白井と栄という文言が入っていないのか教えてください。

### 川砂智行（組合：主査補）

丁寧に説明すべきでしたが、印西地区というのは、印西市、白井市、栄町の3市町を合わせた総称ということで使っています。つまり排熱エネルギーの住民割引サービスの恩恵を受ける対象は印西市と白井市と栄町にお住まいの方々ということになります。

### 住民K（印西市住民）

一番これは重要だと思うのですが、スパ、これは天然温泉ということで、1億かけて温泉を掘るという計画ですが、本当に温泉は出てくるのでしょうか。熱は少々低くても余熱があるからいいのですが、普通の水だと温泉とは言えないので。温泉が本当に出てくるかがキーポイントではないかと。

### 川砂智行（組合：主査補）

まず、温泉の定義ですが、一定の温度以上であればもう温泉であるというのがありますが、温度が低くても指定された成分の一つでも含まれていれば、実は温泉なのです。それはご理解ください。

あと、本当に出るかどうかは、これは今の段階では分かりません。ただ、かなりの確度で出るか出ないかが分かる調査方法が今はあるということです。そういった調査をした結果、もしかしたら地域振興施設からちょっとずれたところで掘らざるを得ないこともあるかもしれませんが、いずれにしても掘る前提で努力をしていきたいと考えています。

### 住民L（白井市住民）

すごくたくさん資料を見て、これを全部やるのかなと思ってびっくりしたのですが、それを全部吉田の方たちで請け負うということになると大丈夫なのかというのが1つと、あと19ページですが、環境省のモデル事業に採択されたということなのですが、どの部分が採択されていて、採択されることで国から補助金が出るとか、何かそういう具体的なことがあるのかということと、それは単発で維持継続していくためのお金ではないですよということの確認です。

### 川砂智行（組合：主査補）

では、まずモデル事業から説明します。今年度5月に採択されたのですが、何が対象かという、この取組全体です。こちらのPR資料には里地里山の保全についても触れておりますが、全部ひっくるめてこのフィールドミュージアムという取組自体がモデル事業ということでご理解をいただいております。

そして、地域低炭素化モデル事業ということで、これは清掃工場から出る熱を有効利用するという点に関するモデル事業なのですが、補助金としての対象となる部分については、その熱を供給する配管や電気の配線といった供給に関する設備に関して補助金が得られる内諾を得られたということになります。実際工事するのはまだ先ですが、モデル事業に採択されたことで、その辺がちょっとひもづけられたというところです。

あとは、例えば民間事業者が熱を使う施設、野菜工場をつくったときに、その野菜工場を整備する建設費についても補助金が環境省から出ます。現状では補助制度の考え方としてはそのような形になっております。

あと、これだけの施設を吉田がやり切れるかという部分ですが、この取組については資料をじっくり見ていただくといろいろな工夫をとっていることがお分かりになると思います。吉田だけでやる取組にはなっていないのです。SPAを核としたその関連施設や植栽の管理については吉田区の皆さんが能動的、受動的にやる必要がありますが、例えば先ほど説明したいろいろな種類のチャレンジショップがありますが、あれは熱意とやる気を持った人材を招き入れて事業展開してもらおう取組です。農業関係のハウスについても全てそういった担い手を募集します。あるいは吉田の中でも社内ベンチャーということもありますが、いずれにしても、法人としての㈱よしだが一生懸命汗水垂らして頑張る必要がないような工夫をとっております。

#### **住民L（白井市住民）**

補助率は。

#### **川砂智行（組合：主査補）**

モデル事業の補助率は2分の1。ただし、環境省の予算の範囲内ということになります。

#### **住民M（印西市住民）**

地域周辺振興の4ページの写真をちょっと見ていただきたいのですが、吉田地区は随分いろいろなところがありまして、散歩したり、サイクリングしたりいろいろこの地域を楽しんでおります。今回、この清掃工場を中心とした地域が整備されるということは、印西地区の住民にとっても非常に素晴らしいことだと思って期待しています。

ただ、私がこのプランを見た印象を申しますと、この地区は、吉田地区とその東側の宗像地区というのが印西市の中でも里山の自然が最も手つかずで残されており、農業者の方たちが斜面林をちゃんと育てたり、あるいはその谷戸の細い農地を丁寧に耕したりと非常に努力されているところだと思うのです。ですから、猛禽類が生息しているとか、飛来が見られるとか、生物の多様性が印西市の中でも最も保全の価値の高いところだと思うのです。その一面に、ゴルフ場隣接ではありますが、今回、次期中間処理施設とその周辺の整備が進むということで、私ちょっと気になったのは、この地区の環境を担保するという計画が、この計画には余り入っていないのではないかと。

というのは、この橙色と赤色の枠の周辺は全部台地の斜面の樹林地で囲まれており、深い

緑と谷戸のせせらぎとか湿地帯があることによって初めて生物が隠れる、あるいは生息できるところがあるわけなのです。ここを保全しなければ、先ほどどなたかがおっしゃったように、この斜面地が削られて乱開発が進む可能性も考えられるのです。場合によっては展開エリアの中のそういう危機があるとは思いますが、この計画が環境を担保した上で成り立つとすれば、この周辺の斜面緑地とかで囲むエリアを何らかの法的制度で担保するとか、あるいは重要なところを買収地域に含むとか、そういった工夫が本来あるべきかと思っただけですが、その辺の今後のお考えをお聞きしたいと思います。

#### 川砂智行（組合：主査補）

それでは、ご説明いたします。まず、地域振興策用地の買収エリアの設定につきましては、先ほどご説明したように、吉田区と対話を進めながら来年度中に決定できればと思っております。その対話の中で、市民の方から吉田の豊かな自然を守るためのエリア決定という考え方もあるのではないかと意見が出されたことについてはきちんとお伝えしたいと思います。

それと、この公共事業としての地域振興策で吉田地区の里地里山を守ることにについては、基本構想の中でそのようなアプローチをしていますので、当然念頭には置いています。資料の27ページの⑤番に里地里山の保全と活用について記載しています。

ただしこれについては、これまで吉田区の皆さんといろいろな対話をしてきた中では、この里地里山の保全・活用と地域振興策の集客施設との取組を同時並行で進めることがちょっと負担であるという気持ちの方が多岐な状況です。ですので、この資料にも書いてありますが、当面の間は地域振興策のメインとなる多機能な複合施設の計画、運営に専念し、後年度に当該施設の安定運営が図られる状況が確認された後、当該施設の利益を財源として、吉田区が自らこの里地里山の保全と活用に関する計画や管理運営を行うということを確認しています。

#### 住民M（印西市住民）

その里山の活用という意味では、地元との話の中ではそうなのかもしれませんが、次期中間処理施設という一種の都市施設、それからその周辺の集客施設を中心としたある程度の土地利用を変えていく、要するに都市的土地利用にその一帯がなるのであれば、周辺の田園地域の環境が将来的に保たれるように、何らかの都市計画の保全手法で、例えば都市緑地法で、緑地保全地区とか新制度がありますよね。あるいは風致地区とか。用地を買わないまでも地権者に協力を得ながら保全措置を講じないと、乱開発されてしまうという可能性を指摘しておきたいと思っております。

また、法的にそれを担保しておかなければ、この計画自体が10年後、20年後に台なしになってしまう。この計画は検討期間が結構長いと聞いていますから、スパの隣に戸建て住宅が全面に建ってしまうということも考えられますので、そういう都市計画的な保全手法をあわせて十分慎重に検討して、この計画が決定されるのと同時にその周辺の大事な斜面緑地等を中心としたところの保全手法もあわせて担保していくという配慮が必要ではないかと

思いますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

**住民N（印西市住民）**

追加策定の15ページなのですが、先ほどの説明で道路のことについて案2ということに決まると話しをされていましたが、21ページの14項目でアクセス道路の整備ということでスケジュールが書いていますが、この今の進捗状況がどうなっているか、説明していただければと思います。

**大野喜弘（組合：主査補）**

それでは、ご説明します。今現状としては、29年度のところのルート検討という部分で、概略設計として行ったというところですよ。今後は、各種調査設計ということで、道路の中心線を決める予備設計ですとか、測量業務について順次着手していくような形になります。

**浅倉郁（組合：副主幹）**

それでは、時間の方もかなり過ぎたところですが、これをもちまして閉会とさせていただきます。

冒頭にお話ししたように、今、パブリックコメントで意見を募集しています。後方に閲覧用の全編版と、組合の広報紙の臨時号がありますので、意見を出したい方は記入用紙にお書きいただきたいと思います。

それでは、本日は長時間にわたりありがとうございました。

これにて閉会させていただきます。